

I 学校がすべきこと

- ① 学校運営協議会を活用した学校教育の改善
- ② 全教職員による「地域とともにある学校」づくりの正しい理解
- ③ 学校運営協議会と連携し協議を主とした会議運営の実施
- ④ 学校運営の改善に資する学校運営協議会委員の人選（役職指定の見直し）
- ⑤ 学校運営協議会委員や地域学校協働活動推進員の人材発掘



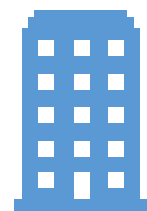
II 学校運営協議会がすべきこと

- ① 実施主体として学校運営協議会が会議を運営
- ② 学校や地域の課題解決に向けた議題の設定
- ③ 学校運営協議会が「協議の場」となる会議の持ち方の工夫（会議の活性化）
- ④ 学校の悩み・困りに対応できる組織体制の構築と行動
- ⑤ 学校の教育状況の把握（委員と子どもとの意見交換・授業参観等）



III 市町村教育委員会がすべきこと

- ① 市町村が目指す「地域とともにある学校」づくりの具体的なビジョンの提示
- ② 地域学校協働活動推進員の増員に向けた予算措置
- ③ 地域学校協働活動推進員の学校運営協議会委員への参画促進
- ④ 学校運営協議会委員及び地域学校協働活動推進員の人材育成
- ⑤ 学校教育所管課と社会教育所管課の更なる連携の強化



IV 県教育委員会がすべきこと

- ① 県立学校における「地域とともにある学校」づくりの具体的なビジョンの策定
- ② 地域学校協働活動推進員の増員に向けた予算措置
- ③ 「地域とともにある学校」づくりの啓発（フォーラム・研修会の実施）
- ④ 県内外の好事例の発信
- ⑤ 教育庁と関係部局との連携

